

許可一覧

許可名称	産業廃棄物処分業許可							
都道府県・政令市	秋田県							
許可番号	00544010535							
許可期限	平成24年2月3日							
施設の種類	脱水	破碎	破碎	焼却	最終処分	造粒固化	破碎	
設置場所	潟上市昭和豊川槻木字苗取沢49番、豊川上虻川字山手沢16番1	潟上市昭和豊川槻木字苗取沢50番1、2、豊川上虻川字山手沢16番1	潟上市昭和豊川上虻川字山手沢16番	潟上市昭和豊川槻木字苗取沢50番1、2、56番、豊川上虻川字山手沢16番1	潟上市昭和豊川槻木字苗取沢49番地他5筆、昭和上虻川字山手沢16、16-1番地	潟上市昭和豊川槻木字苗取沢49番、豊川上虻川字山手沢16番1	移動式	
取扱 廃棄物 の 種類	燃え殻	×	×	×	×	○	×	
	汚泥	○	×	×	○	○	○(※2)	
	廃油	×	×	×	○	×	×	
	廃酸	×	×	×	×	×	×	
	廃アルカリ	×	×	×	×	×	×	
	廃プラスチック類	×	○	×	○	○	×	
	紙くず	×	○	○	○	○	×	
	木くず	×	○	×	○	○	×	
	繊維くず	×	○	×	○	○	×	
	動植物性残さ	×	×	×	○	○	×	
	動植物系固形不要物	×	×	×	×	×	×	
	ゴムくず	×	○	×	○	○	×	
	金属くず	×	○	×	○	○	×	
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	×	○	○	○	○	×	
	鋳さい	×	×	×	×	○	×	
	がれき類	×	×	×	×	○	×	
	動物のふん尿	×	×	×	×	×	×	
	動物の死体	×	×	×	×	×	×	
	ばいじん	×	×	×	×	○	×	
	政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	×	×	×	×	○	×	
自動車等破碎物	×	×	×	○	○	×		
石綿含有産業廃棄物	×	×	×	×	○	×		
処理能力又は埋立面積・埋立容量	8.6m ³ /日 (8時間)	547t/日 (24時間)	48t/日 (24時間)	15t/日 (8時間)	埋立面積 38,455m ² 埋立容量 366,945m ³	360m ³ /日 (24時間)	1400t/日 (8時間)	
備考	汚泥脱水	木くず等、 移動式併用	廃石膏 ポット破碎	廃プラ等	管理型最終処分場	移動式併用	がれき類 破碎	

※1 廃アスファルト及び廃コンクリートに限る。
 ※2 無機性のものに限る。
 ※ 移動式の破碎処理については、発生事業所内で行うこと。
 ※ 移動式の造粒固化処理については、発生事業所内で行うこと。

許可名称	産業廃棄物処分業許可
都道府県・政令市	秋田市
許可番号	08621010535
許可期限	平成24年2月3日

施設の種類の	破碎No.1	破碎No.2	破碎No.3	破碎No.4	造粒固化
設置場所(駐機場所)	秋田県潟上市昭和豊川槻木字苗取沢50番2	秋田県潟上市昭和豊川槻木字苗取沢50-1、50-2、豊川上虹川字山手沢16番1	秋田県秋田市向浜一丁目1番159	秋田県秋田市向浜一丁目1番159	秋田県潟上市昭和豊川槻木字苗取沢49
燃え殻	×	×	×	×	×
汚泥	×	×	×	×	○(※3)
廃油	×	×	×	×	×
廃酸	×	×	×	×	×
廃アルカリ	×	×	×	×	×
廃プラスチック類	×	○	×	×	×
紙くず	×	○	×	×	×
木くず	×	○	×	○	×
繊維くず	×	○	×	×	×
動物性残さ	×	×	×	×	×
動物系固形不要物	×	×	×	×	×
ゴムくず	×	○	×	×	×
金属くず	○	○	×	×	×
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	×	○	×	×	×
鋳さい	×	×	×	×	×
がれき類	○(※1)	×	○(※2)	×	×
動物のふん尿	×	×	×	×	×
動物の死体	×	×	×	×	×
ばいじん	×	×	×	×	×
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	×	×	×	×	×
自動車等破碎物	×	×	×	×	×
石綿含有産業廃棄物	×	×	×	×	×
処理能力又は埋立面積・埋立容量	1400t/日 (8時間)	182.4t/日 (8時間)	240t/日 (8時間)	36.24t/日 (8時間)	120m ³ /日 (8時間)
備考	移動式 がれき類	移動式 廃プラ等	固定式 がれき類	固定式 木くず	移動式 汚泥

※1 廃アスファルト又は廃コンクリートに限る。

※2 廃コンクリートに限る。

※3 無機性に限る。

※ コンクリートくずにあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。

※ 移動式施設の使用は、発生事業所内に限る。

許可名称	産業廃棄物収集運搬業許可	
都道府県・政令市	秋田県	秋田市
許可番号	0504010535	8601010535
許可期限	平成24年2月3日	平成24年2月3日

取扱 廃棄物 の 種類	燃え殻	○	○
	汚泥	○	○
	廃油	○	○
	廃酸	○	○
	廃アルカリ	○	○
	廃プラスチック類	○	○
	紙くず	○	○
	木くず	○	○
	繊維くず	○	○
	動植物性残さ	○	○
	動植物系固形不要物	×	×
	ゴムくず	○	○
	金属くず	○	○
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○
	鉱さい	○	○
	がれき類	○	○
	動物のふん尿	×	×
	動物の死体	×	×
	ばいじん	○	○
	政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	○	○
自動車等破砕物	○	○	
石綿含有産業廃棄物	○	○	
備考	○	○	

許可名称	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県・政令市	秋田県
許可番号	00554010535
許可期限	平成24年2月7日

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注釈									
1	令第1号	○	廃油(揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの)									
2	令第2号	×	廃酸(水素イオン濃度指数(pH)2.0以下のもの)									
3	令第3号	×	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)12.0以上のもの)									
4	令第4号	感染性廃棄物										
		枝番	01	02	03	04	05	06	07	08	09	
		種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず コンクリートくず及び 陶磁器くず	政令第2 条第13号 廃棄物	
		取扱	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
5イ	令第5号イ	×	(廃PCB等)									
5ロ	令第5号ロ	×	(PCB汚染物)									
5ハ	令第5号ハ	×	(PCB処理物)									
5ヘ	令第5号ヘ	○	(廃石綿等)									
5	令第5号ニ、ホ及びト～	枝番	a	b	c	d	e	f	g	h		
	枝番	有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定 下水汚泥		
	1	アルキル水銀化合物	×	×	×	×	×	×	×	×		
	2	水銀又はその化合物	×	×	×	×	×	×	×	×		
	3	カドミウム又はその化合物	○	×	×	×	×	×	○	×		
	4	鉛又はその化合物	○	×	×	×	×	×	○	×		
	5	有機燐化合物	×	×	×	×	×	×	×	×		
	6	六価クロム化合物	○	×	×	×	×	×	○	×		
	7	砒素又はその化合物	○	×	×	×	×	×	○	×		
	8	シアン化合物	×	×	×	×	×	×	×	×		
	9	PCB	×	×	×	×	×	×	×	×		
	10	トリクロロエチレン	×	×	×	×	×	×	×	×		
	11	テトラクロロエチレン	×	×	×	×	×	×	×	×		
	12	ジクロロメタン	×	×	×	×	×	×	×	×		
	13	四塩化炭素	×	×	×	×	×	×	×	×		
	14	1,2-ジクロロエタン	×	×	×	×	×	×	×	×		
	15	1,1-ジクロロエチレン	×	×	×	×	×	×	×	×		
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	×	×	×	×	×	×	×	×		
	17	1,1,1-トリクロロエタン	×	×	×	×	×	×	×	×		
	18	1,1,2-トリクロロエタン	×	×	×	×	×	×	×	×		
	19	1,3-ジクロロプロペン	×	×	×	×	×	×	×	×		
	20	チウラム	×	×	×	×	×	×	×	×		
	21	シマジン	×	×	×	×	×	×	×	×		
	22	チオベンカルブ	×	×	×	×	×	×	×	×		
	23	ベンゼン	×	×	×	×	×	×	×	×		
	24	セレン又はその他化合物	○	×	×	×	×	×	○	×		
	25	ダイオキシン類	○	×	×	×	×	×	○	×		
	26		×	×	×	×	×	×	×	×		
	27		×	×	×	×	×	×	×	×		
	28		×	×	×	×	×	×	×	×		
	29		×	×	×	×	×	×	×	×		
30		×	×	×	×	×	×	×	×			
6	令第6号	×	法第2条第4項第2号廃棄物の焼却施設集塵施設で集められたばいじん									
7	令第7号	×	ダイオキシン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のために処理したもの									
8	令第8号	×	ダイオキシン類を基準以上含む汚泥及び該当を処分のために処理したもの									
9	令第9号	×	ばいじん(集塵施設で集めた法第2条第4項第2号廃棄物に限る)									
10	令第10号	×	燃え殻(法第2条第4項第2号廃棄物であってダイオキシン類を含むもの)									
11	令第11号	×	汚泥(法第2条第4項第2号廃棄物であってダイオキシン類を含むもの)									

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。

【注2】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。

許可名称	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県・政令市	秋田市
許可番号	8651010535
許可期限	平成24年1月30日

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注釈								
1	令第1号	○	廃油(揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの)								
2	令第2号	×	廃酸(水素イオン濃度指数(pH)2.0以下のもの)								
3	令第3号	×	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)12.0以上のもの)								
4	令第4号	感染性廃棄物									
		枝番	01	02	03	04	05	06	07	08	09
		種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず コンクリート(工作物の新築、改装又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	政令第2条第13号 廃棄物
		取扱	×	×	×	×	×	×	×	×	×
5イ	令第5号イ	×	(廃PCB等)								
5ロ	令第5号ロ	×	(PCB汚染物)								
5ハ	令第5号ハ	×	(PCB処理物)								
5ヘ	令第5号ヘ	○	(廃石綿等)								
5	令第5号ニ、ホ及びト〜ン	枝番	a	b	c	d	e	f	g	h	
		枝番	有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定 下水汚泥
		1	アルキル水銀化合物		×		×	×	×	×	×
		2	水銀又はその化合物		×		×	×	×	×	×
		3	カドミウム又はその化合物	×	×		×	×	×	×	×
		4	鉛又はその化合物	×	×		×	×	×	×	×
		5	有機燐化合物		×		×	×			×
		6	六価クロム化合物	×	×		×	×	×	×	×
		7	砒素又はその化合物	×	×		×	×	×	×	×
		8	シアン化合物		×		×	×			×
		9	PCB		×		×	×			×
		10	トリクロロエチレン		×	×	×	×			×
		11	テトラクロロエチレン		×	×	×	×			×
		12	ジクロロメタン		×	×	×	×			×
		13	四塩化炭素		×	×	×	×			×
		14	1,2-ジクロロエタン		×	×	×	×			×
		15	1,1-ジクロロエチレン		×	×	×	×			×
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン		×	×	×	×			×
		17	1,1,1-トリクロロエタン		×	×	×	×			×
		18	1,1,2-トリクロロエタン		×	×	×	×			×
		19	1,3-ジクロロプロペン		×	×	×	×			×
		20	チウラム		×		×	×			×
		21	シマジン		×		×	×			×
		22	チオベンカルブ		×		×	×			×
		23	ベンゼン		×	×	×	×			×
		24	セレン又はその他化合物	×	×		×	×	×	×	×
		25	ダイオキシン類	×	×		×	×		×	×
6	令第6号	×	法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって集塵施設によって集められたもの及び該当ばいじんを処分するために処理したもの								
7	令第7号	×	廃棄物焼却炉である特定施設において法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じたばいじん又は燃え殻(DXN類の量が基準を超えるもの)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの								
8	令第8号	×	廃棄物焼却炉である特定施設(排ガス洗浄施設を有するもの)において法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥(DXN類の量が基準を超えるもの)及び当該汚泥を処分するために処理したもの								
9	令第9号	×	ばいじん(集塵施設で集められたものであって、法第2条第4項第2号廃棄物に限る)								

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。

【注2】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。

【注3】特別管理産業廃棄物の種類の英数字は、「番号」及び「枝番」と整合性がある。

例えば、「5-a-01から5-h-02まで」と記述されている場合は、「」を除き、『アルキル水銀化合物』および「水銀又はその化合物」を含む汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、指定下水汚泥』となる。又、「4-(01.05から08)」と記述されている場合は『感染性産業廃棄物のうち、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず』となる。

許可名称	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県・政令市	青森県
許可番号	00251010535
許可期限	平成25年3月27日

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注釈									
1	令第1号	×	廃油(揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの)									
2	令第2号	×	廃酸(水素イオン濃度指数(pH)2.0以下のもの)									
3	令第3号	×	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)12.0以上のもの)									
4	令第4号	感染性廃棄物										
		枝番	01	02	03	04	05	06	07	08	09	
		種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず コンクリートくず及び 陶磁器くず	政令第2 条第13号 廃棄物	
		取扱	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
5イ	令第5号イ	×	(廃PCB等)									
5ロ	令第5号ロ	×	(PCB汚染物)									
5ハ	令第5号ハ	×	(PCB処理物)									
5ヘ	令第5号ヘ	×	(廃石綿等)									
5	令第5号ニ、ホ及びト～	枝番	a	b	c	d	e	f	g	h		
	枝番	有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定 下水汚泥		
	1	アルキル水銀化合物	×	×	×	×	×	×	×	×		
	2	水銀又はその化合物	×	×	×	×	×	×	×	×		
	3	カドミウム又はその化合物	×	×	×	×	×	×	○	×		
	4	鉛又はその化合物	×	×	×	×	×	×	○	×		
	5	有機燐化合物	×	×	×	×	×	×	×	×		
	6	六価クロム化合物	×	×	×	×	×	×	×	×		
	7	砒素又はその化合物	×	×	×	×	×	×	×	×		
	8	シアン化合物	×	×	×	×	×	×	×	×		
	9	PCB	×	×	×	×	×	×	×	×		
	10	トリクロロエチレン	×	×	×	×	×	×	×	×		
	11	テトラクロロエチレン	×	×	×	×	×	×	×	×		
	12	ジクロロメタン	×	×	×	×	×	×	×	×		
	13	四塩化炭素	×	×	×	×	×	×	×	×		
	14	1,2-ジクロロエタン	×	×	×	×	×	×	×	×		
	15	1,1-ジクロロエチレン	×	×	×	×	×	×	×	×		
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	×	×	×	×	×	×	×	×		
	17	1,1,1-トリクロロエタン	×	×	×	×	×	×	×	×		
	18	1,1,2-トリクロロエタン	×	×	×	×	×	×	×	×		
	19	1,3-ジクロロプロペン	×	×	×	×	×	×	×	×		
	20	チウラム	×	×	×	×	×	×	×	×		
	21	シマジン	×	×	×	×	×	×	×	×		
	22	チオベンカルブ	×	×	×	×	×	×	×	×		
	23	ベンゼン	×	×	×	×	×	×	×	×		
	24	セレン又はその他化合物	×	×	×	×	×	×	×	×		
	25	ダイオキシン類	×	×	×	×	×	×	○	×		
	26		×	×	×	×	×	×	×	×		
	27		×	×	×	×	×	×	×	×		
	28		×	×	×	×	×	×	×	×		
	29		×	×	×	×	×	×	×	×		
30		×	×	×	×	×	×	×	×			
6	令第6号	×	法第2条第4項第2号廃棄物の焼却施設集塵施設で集められたばいじん									
7	令第7号	×	ダイオキシン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のために処理したもの									
8	令第8号	×	ダイオキシン類を基準以上含む汚泥及び該当を処分のために処理したもの									
9	令第9号	×	ばいじん(集塵施設で集めた法第2条第4項第2号廃棄物に限る)									
10	令第10号	×	燃え殻(法第2条第4項第2号廃棄物であってダイオキシン類を含むもの)									
11	令第11号	×	汚泥(法第2条第4項第2号廃棄物であってダイオキシン類を含むもの)									

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。

【注2】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。

許可名称	第一種フロン類回収業者登録通知
都道府県・政令市	秋田県
許可番号	第5100020号
許可期限	

許可の名称	都道府県・政令市	許可番号	業の種類
特定建設業許可	秋田県	(特-17)第7663号	土木一式工事業
			建設一式工事業
			とび土工事業
			鋼構造物工事業
			ほ装工事業
			造園工事業
			水道施設工事業
一級建設士事務所登録	秋田県	09-10A-0034	一級